
自然保護アピール

揖斐川における カワウの有害駆除の問題点

沢島武徳

数年前より西濃水産漁業共同組合より、カワウがアユの稚魚を食べてけしからん、という話が出ていました。漁業共同組合の言われるにはアユを放流する時期になるとカワウが大群でおしかけて食べてしまい、大損害だとのこと。去年は駆除申請が出されましたが却下されました。また今年も駆除申請が出ているのを知っていましたが、漁協が言われる時期にはカワウは少ないため、おそらく通らないものと思っていましたら、この4月環境長官名で駆除の許可が下りました。

駆除申請の許可は、期間は4月17日から5月1日まで、カワウが約500羽程揖斐川に飛来しアユの稚魚を食べるため(被害額1,000万円)、120羽射殺してよい、という内容のもの。揖斐川の福東大橋で上流と下流に分け、上流は西濃水産漁業協同組合により60羽、また福東大橋より下流今尾橋まで(船付鳥獣保護区)が輪之内町で60羽、銃砲により駆除してもよいというもので、申請はそれぞれ100羽、計200羽出していたものです。カワウに関しては駆除の許可は最終的には環境庁が出します。

今回のこのカワウの有害鳥獣駆除には疑問点がいくつかありますが、まずその前にこの間、環境庁、野鳥の会本部、県事務所、大垣市畜産課その他、輪之内町、西濃漁協などに問い合わせたり出向いたりして、事実関係が明らかになっておりますので、まず事実経過から述べます。

昨年より漁協は盛んに大垣市産業部に働きかけをしていた。有害駆除は農政課の担当で漁業関係は畜産課の所轄だからである。一度は県会議員も現地視察。しかしこの時、船付保護区の自然を見て「こんないい所は残しておいたほうがよい」と言われたそうである。その頃、市より野鳥の会に非公式にカワウのデータはないか問い合わせがあったが使用目的がはっきりしなかったため、ないと答える。冬数回畜産課の職員が現地視察。「どれがカモでどれがカワウかわからないが、漁協の人に皆カワウだといわれて随分いるものだと思った」それでもウとカモの区別は覚えられ、「カワウがあまりいない日もあった」とのこと。畜産課としては駆除申請を出すや新聞などでつつかれることを懸念、結局大垣市分(福東大橋より上流)は西濃水産漁業協同組合が提出。(下流部は輪之内町が申請)2月18日県事務所に申請書提出。県事務所職員は3回現地調査。「2月20日ごろ見に行きましたら、20羽程いました。3月初めには30-40羽、3月4日にも見に行きました」3月5日書類は県事務所を通過して県林政部へ上がる。申請書が出ているという情報をきいていたため、2月28日私と植川(会員)とで県事務所に出向く。その時担当者は、「現地を見てもカワウはあまりいませんね」と言われたため申請は却下されるものと判断、以後気にもとめなかったが、4月19日になって駆除申請がおりていることを知る。

1985年7月15日受理

〒503-21岐阜県不破郡垂井町1226(岐阜県支部)

4月20日(土)最初の駆除。上流で4羽、下流で2羽射殺。翌21日、2回目の駆除、0羽。20日、環境庁へ電話で問い合わせ。船付保護区内にはサギのコロニーがあり、ちょうどコロニーの形成期であるため、むやみな発砲をつつしむよう要望。鳥獣保護課の係官はすぐに関係者に伝えると約束。21日の駆除には私と水井(会員)、多和田親子(会員)が遠くから監視。上流部では数回発砲。この日船付保護区で観察されたカワウの数5羽。

結局、期間中に射殺されたカワウの数は上流部で10羽、下流部で4羽の計14羽であった。この時期にカワウは少なく大半のカワウを撃ってしまったことになる。

その後船付保護区で観察されているカワウの数は、5月25日2羽、5月26日1羽、6月2日2羽であった。また、この船付保護区内の河川敷に昨年まで形成されていたサギのコロニー(2,000羽近くの大きなもの)は今年は他所へ移動してしまった。

カワウの駆除が過去に行われているか調べたら、昭和57年度に愛知県で165羽、三重県で10羽あまり駆除されており、岐阜県海津郡でも過去に駆除例があるようだった。しかし、全国的にはあまり例がない。

(西濃水産漁業協同組合：組合員2,000人、大垣市と安八群と垂井町が漁場区域で、揖斐川という神戸町の平野荘橋から今尾橋までが範囲。魚類の増殖や漁場の管理をおこなっている。)

疑問点

1. カワウの数について

漁協のいう500羽という数であるが、11月から2月にかけての冬期間には確かに300~500羽、時にはそれ以上のカワウが飛来する。しかし、3月以降、春から夏の間はほんの少しの数(10羽程度)のカワウしか見られない(図1)。天然アユが潮上するのは3月~4月、5月であり、またアユの放流が行われるのは、今年の場合4月20日であるように毎年4月末頃であり、いずれもカワウの数が減る頃である。現に駆除の行われた21日には船付保護区内では5羽のカワウしか認められなかった。

2. 申請を受理するにあたりどれだけ現地調査をし、科学的データにもとづいて審査しているのか。

鳥獣に詳しい専門官の調査がない。大垣市職員、県事務所員は確かに数回現地を訪れ

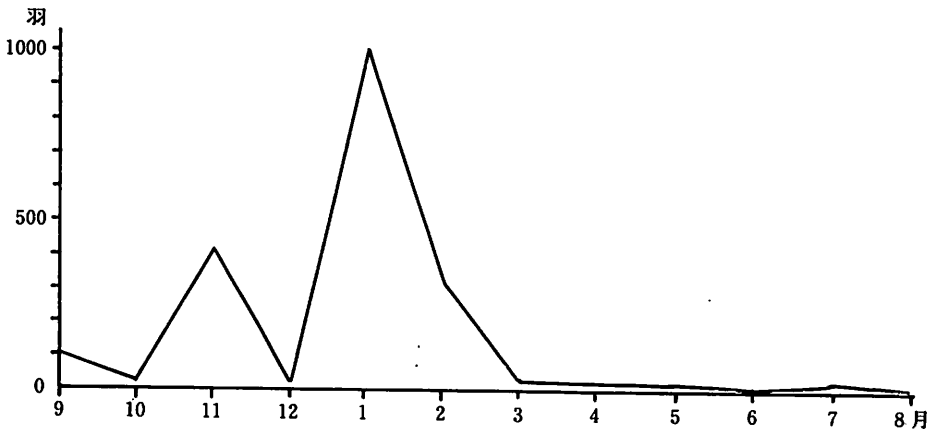


図1. 船付保護区におけるカワウ生息数の変化。

1983年9月から1984年8月まで保護区内はほぼ全域をロードサイドカウント法で調査した。

ているが、科学的な立場で調査されたのか疑問であり、輪之内町にいったっては一度も現地を訪れていないのである。

3. 被害は出ているのだろうか（被害額の算定は正しいか）。

申請書に出ている被害額の基準となったものに、一日にカワウが食べる魚の量、アユの値段、カワウの数などがある。そのカワウが食べる量は一日700g～1kgの魚として計算されている。その基になっている資料は長良川の鵜飼の民俗的資料「鵜飼と鮎」（著者不明）に記されている一文よりとられている。つまり鵜飼のウの食べる量であり、野生のカワウの食べる量ではない。岐阜市の鵜匠さんにきいたことによると鵜飼のウは1日に700gぐらいの量の魚をたべるそうであるが、鵜飼のウはウミウの中でも特に体格の大きいウを使うらしく、750gという数字はウミウの平均摂取量ではなく、またこの鵜匠さんの話でおもしろかったのは、3年くらい前鵜飼のウの中に野生のカワウがまぎれこんできてしばらく飼っていたそうで、少し小さいカワウだったそうだが、1日に300～400gの量の魚を食べたそうです。図鑑によるとカワウの方がウミウより小さいから申請書の中の700～1kgという数字はおかしい。アユの値段は1kg3,000円で計算されている。これは琵琶湖から買う稚アユの値段で5月頃の平均的値段である。6月頃には1kg2,300円くらいに下がるが、今年のように琵琶湖の渇水の影響により今年4月は1kg6,000円するように値段の変動が大きい。1kgは何匹のアユになるかと思われる方もいると思うので参考までにいうと、4月20日に放流されたアユは一匹約7gであるので、約140匹ということになる。これがどうして被害額1,000万円になるのかよくわからないが、仮にカワウが1日に1kg食うとして500羽飛来するとして計算すると1日の被害額150万円、毎日500羽飛来して4,500万円の被害になる。今年のように稚アユの値段が高い年は被害額が1億円をこえることになる。今年西濃水産漁協では4月から5月に1,100kgの稚アユを放流するという。放流費用は1,200万円であるという。漁協が行う人工ふ化の費用をたしても、カワウの被害の方がはるかに大きいことになる。ともかく500羽飛来しているのが計算のもとになっているので、そんなにカワウはいないから当然計算も違ってくる。

4. 環境庁はきちんと調べて許可をあたえているか。

申請書にはカワウが群れている写真が添えられているときくが、それを見ただけで判断しているふしがある。どこのどんな有害鳥獣駆除についてもいえるが、きちんと科学的に調べられずに許可がおりている。本当に被害があるなら駆除するのをやむをえないと思うが、そうでない場合が多い。

大垣市の畜産課その他では漁協の度々の要望でカワウの被害を認めたとふしがあり、ともかく西濃水産漁協では、憎きカワウを退治してやる、というような意気込みである。私たち野鳥の会では、被害が多ければ駆除もやむをえないと思うが、アユの溯上の時期にあまりカワウはいないため、今回のような有害鳥獣駆除は今後やめてもらいたい。また関係機関は科学的調査をされるよう要望するものである。

西濃水産漁業協同組合は今度の駆除申請をどのような意図で提出したのかまだよくわからないところがありますが、役員の人に会って話した感触では、カワウはけしからんという感情的なものようです。西濃漁協は下流域なためアユの友釣による鑑札料の収入は少ないと思われるので、あるいは補助金目当てなのでしょうか、よくわかりません。漁協の人などに会って話をする時などに注意したことは、自然環境の保全ということでは、野鳥の会も漁協も一致するわけですから、この機会に一緒に目的で協力しましょう、と友好ムードで接しました。今度の駆除問題では漁協はおかしかったが、河川の美化などではそれなりの活動をしてみえるのですし、彼らも自然環境が良好でないと漁ができないわけですし、一致する点があるはずですから、むやみに喧嘩しないようにしました。しかし、県や環境庁には問題点をはっきり指摘し、以後申請を受理しないようこちらから働きかけておかないといけません。